



警戒情報

長崎市消費者センター

## 消費者を守るネット（第161号）

配信日 令和元年10月30日

### 裁判所をかたる封書に要注意！

長崎県警察本部から「他県で裁判所をかたった封書が自宅に郵送さるといふ事案があつた」との注意喚起があつています。

今後長崎県でも同様の封書が郵送される恐れがありますので十分注意してください。

#### ◀封筒の特徴▶

- 横型で切手が貼つてあります。
- 表面に赤色で「至急」といふ印が押しあつてあります。
- 差出人の記載はありません。
- 中身はA4サイズ3枚で、内容は「提訴の告知」「訴状」「最終取り下げ期日」などと書かれています。



#### ◀被害防止のポイント▶

- このよふな封書が届いても、記載された電話番号には絶対に連絡してはいけません。まずは家族や警察に相談してください

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号メルカつきまち4階）

相談専用電話 095-829-1234（10時～17時・土日祝も可）

※月曜定休（月曜日が祝日のときは翌平日が休み）